**平成２２年（フ）第３０３号**
静岡県裾野市佐野406番地の１の１　林ハイツ104、前住所静岡県裾野市呼子１丁目８番５号
債務者　渡邉ひろ子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２２年（フ）第３３６号**
静岡県伊豆市原保65番地の１
債務者　佐藤甲子二
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第２０３６号**
京都府八幡市八幡三反長56番地の25
債務者　渡部工業こと　渡部　淳三
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１６０号**
京都市山科区西野離宮町36番地　洛東タクシー内第五寮４
債務者　原　　伸彰
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第９００号**
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地３―501
債務者　大京製作所こと　秋田　耕三
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第９２２号**
京都市南区八条内田町７番地５
債務者　菊地　康代（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１４０号**
京都市右京区西京極東衣手町92番地２
債務者　湯浅三由紀
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１５７号**
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島７棟101号
債務者　西原こと　張　　武司
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１７７号**
京都府宇治市大久保町大竹57番地の４
債務者　松村　芳子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２１６号**
京都府長岡京市今里２丁目13番５号　エル・コラゾン302
債務者　仲原　　宏
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２６５号**
京都市伏見区日野野色町49番地１　リーフジャルダン・ストゥディオ108
債務者　松木　祐一（旧姓壇）
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２７７号**
京都市左京区岩倉花園町64番地１　パレス花園104
債務者　平岡えりか
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２９６号**
京都市東山区大和大路通五条下る石垣町東側64番地２
債務者　プリンシプルこと　川田　勝彦
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第２８２号**
香川県高松市香南町横井387番地１プレジール香南205号室
債務者　吉岡　　正
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後２時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第２８７号**
香川県東かがわ市湊189番地３
債務者　織田　誠治
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第３７０号**
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目15番６号ライト東谷山105号
債務者　下村　光吉
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第１８３号**
群馬県太田市由良町1635番地12
債務者　肱岡アルナルド　ミチナリ
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　前橋地方裁判所太田支部